

江別市都市計画審議会条例施行規則

江別市都市計画審議会条例施行規則（昭和 44 年規則第 20 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、江別市都市計画審議会条例（平成 12 年条例第 18 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、江別市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（審議事項）

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の法令に基づき審議会の権限に属するとされる事項
- (2) 前号に掲げるほか、都市計画に関し必要な事項

（委員の定数）

第 3 条 条例第 2 条に規定する委員の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験のある者 6 人以内
- (2) 市議会の議員 5 人以内
- (3) 市民及び関係団体の代表 5 人以内
- (4) 関係行政機関の職員 4 人以内

（招集）

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

（常務委員会の処理事項）

第 5 条 条例第 6 条第 2 項に規定する常務委員会が処理する軽易なものとは、都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 13 条に規定する都市計画の軽易な変更のうち、市の権限に属する事項とする。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、企画政策部において行う。

（補則）

第 7 条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 23 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 7 日規則第 30 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の江別市都市計画審議会条例施行規則の規定により委嘱されている江別市都市計画審議会の委員である者は、その任期が終了するまでの間は、改正後の江別市都市計画審議会条例施行規則の規定により委嘱されている江別市都市計画審議会の委員とみなす。